

西東京市空き家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1章 総則

目的（第1条）

定義（第2条）

新たに「管理不全空き家等」の定義を規定する。

所有者等の責務（第3条）

市の責務（第4条）

関係機関等との連携（第5条）

は改正箇所を示す。

所有者等に関する情報の利用等（第6条）

市長は、関係する地方公共団体の長だけでなく、「空き家等に工作物を設置している者」に対しても、空き家等の所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができることについて新たに規定する。

空き家等に関するデータベースの整備等（第7条）

計画の策定（第8条）

第2章 空き家等の適切な管理及び活用

立入調査等（第9条）

空き家等の所有者等に対し、当該空き家等に関する事項について報告させる「報告徴収権」について新たに規定する。

予防のための助言又は指導（第10条）

管理不全空き家等の認定（第11条）

予防のための助言又は指導をしてもなお、空き家等が適切に管理されないときは、管理不全空き家等に認定することについて新たに規定する。

管理不全空き家等の指導（第12条）

管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために、所有者等に対し必要な措置を取るよう指導することができることについて新たに規定する。

管理不全空き家等の勧告（第13条）

指導をしてもなお、特定空き家等に該当するおそれが大きいと認めるときは、指導を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を設けたうえで、必要な具体的措置について勧告することができることについて新たに規定する。

特定空き家等の認定（第14条）

特定空き家等の助言又は指導（第15条）

特定空き家等の勧告（第16条）

命令（第17条）

代執行等（第18条）

代執行により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定を準用し、命令対象者から徴収することができることについて新たに規定する。

緊急代執行（第19条）

命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時の代執行制度を創設し、その費用の徴収については、行政代執行法の規定を準用し、命令対象者から徴収することができることについて新たに規定する。

支援（第20条）

緊急安全措置（第21条）

空き家等に係る軽微な措置（第22条）

空き家等の管理に関する民法の特例（第23条）

相続財産管理人の名称を相続財産清算人に改める。
また、市長は、空き家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法の規定による命令の請求をすることができることについて新たに規定する。

空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用等（第24条）

空家等管理活用支援法人の指定等（第25条）

市長は、法に規定する空家等管理活用支援法人の指定等について、市が別に定める基準に基づき判断することについて新たに規定する。

第3章 西東京市空き家等対策協議会

設置（第26条）

所掌事項（第27条）

協議会の所掌事項に、新たに「管理不全空き家等に係る勧告に関する事項」について追加する。

組織（第28条）

任期（第29条）

会長及び副会長（第30条）

会議（第31条）

意見聴取等（第32条）

会議の公開（第33条）

守秘義務（第34条）

第4章 雑則

委任（第35条）

事前に協議会へ諮問し、答申を受ける。